

令和5年度「建設発生土規制をめぐる自治体の対応と今後の課題に関する調査研究」概要版

調査研究にあたって 上智大学 法学部教授 北村 喜宣

- 「宅地造成及び特定盛土等規制法」（以下「盛土規制法」という。）は、2023年5月26日に施行された。令和4年度に引き続き、事務の実施を義務づけられる自治体の立場を踏まえて、盛土規制法に関する研究を継続した。本報告書は、その成果をとりまとめたものである。
- 盛土規制法の施行にあわせて、政省令が制定され、ガイドラインが作成された。本年度は、それらを踏まえて、同法の内容およびその施行を受けてなされた条例対応を検討した。
- 同法の施行を受けて、都道府県や政令市は、実施のための作業を進めた。施行日に間に合わせるべく、それぞれの自治体の特性を踏まえた対応がされている。実施準備過程についての行政学的分析を含んでいるのが、今年度の研究の大きな特徴である。
- 鳥取県および広島県は、先駆的に条例対応をした。鳥取県は、盛土規制法以前から独自条例を制定していた。その対策を後退させることなく、また、同法が予定する条例を制定した。広島県も、同様の対応をしている。盛土規制法は、政令指定市および中核市以外の市町村には事務を義務づけていないことから、規制の適用を改めて調整する必要がある。こうした対応について、それぞれの地域特性を踏まえた取組状況が紹介される。
- 本法のもとで規制区域をどのように定めるかは、実施にあたって大きな意味を持つ。同区域は、盛土規制法の前身である宅地造成等規制法を継承するものである。そこで、盛土規制法の前史を検討し、そこで規定された宅地造成規制区域制度の分析を行い、それとの関係で本法のもとでの宅地造成等規制区域を検討した。
- 国土交通省は、本法の施行にあわせて、「不法・危険盛土等への対処方策ガイドライン」（令和5年5月）を作成した。特徴的なのは、悪質な行為者がなお存在することを前提にして、都道府県警察との連携についての記述が多い点である。そこで、自治体職員を念頭に、刑事法手続についての解説も行った。
- 盛土規制法の実施にあたる自治体の職員におかれては、令和4年度および令和5年度の報告書を参考にいただければ幸いである。

各章

◆ 第1章 特定盛土等規制法の規制区域のあり方

静岡産業大学 経営学部教授 小泉 祐一郎

- 1 規制対象である開発型盛土と処分型盛土の違い
- 2 規制区域はどうあるべきか
- 3 旧宅地造成等規制法による規制の状況
- 4 特定盛土等規制法による規制の導入
- 5 宅地造成等規制区域と特定盛土等規制区域の規制の違い
- 6 計画変更命令付き届出制の特性と盛土規制への適用上の限界
- 7 特定盛土等規制法に基づく規制区域の指定に関する国の考え方
- 8 基本方針と技術的助言の役割分担の必要性
- 9 規制区域の指定の合理性と争訟の可能性
- 10 開発型盛土と処分型盛土の違いを踏まえた規制区域の検討
- 11 中心市街地等及び中心市街地等に準じた新興住宅地への規制の必要性の検討
- 12 法律の条文の規定、国の基本方針及び技術的助言と自治体の対応
- 13 特定盛土等規制区域の指定
- 14 特定盛土等規制区域における規制行為の裾出し
- 15 既存の宅地造成工事規制区域の取扱い
- 16 自治体における規制区域の指定の取組
- 17 法律と条例の関係
- 18 必要最小限の規制とするための方法と今後の展望
- 19 憲法第29条の財産権の保障と公共の福祉による規制との関係
- 20 規制境界線と規制種別線の線引き
- 21 規制区域の線引きの見直し
- 22 おわりに

◆ 資料

盛土規制法の運用がスタート！

◆ 第2章 盛土規制の実効性確保と刑事的手法

—「不法・危険盛土等への対処方策ガイドライン」を題材に—

立命館大学 法学部教授 田中 良弘

- 1 本稿の目的と構成
- 2 盛土規制法の罰則の概要
- 3 刑事手続の流れと自治体職員の役割
- 4 刑事実務の観点からのポイント
- 5 本ガイドラインの意義と今後の課題

◆ 第3章 盛土規制法の実施をめぐる行政学的考察

～「準備段階」に主な焦点を当てて～

九州大学大学院 法学研究院教授 嶋田 暁文

- はじめに
- 1 福岡県・久留米市・福岡市・北九州市における盛土規制法の実施状況～広島県との対比で
 - 2 若干の考察
- おわりに

◆ 第4章 盛土規制法の施行後の残土条例のすがた

—鳥取県と広島県の条例対応から—

関東学院大学 法学部講師 鈿持 麻衣

- | | |
|--------------|------------------------|
| 1 残土条例と盛土規制法 | 参考資料 |
| 2 鳥取県盛土条例 | 鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例 |
| 3 広島県の2つの条例 | 広島県土砂の適正処理に関する条例 |
| 4 今後の残土条例の展望 | 広島県宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例 |